

児童虐待の歴史と支援の現状

(日本女子大学大学院人間社会研究科)

稲多 優子

(愛媛大学教育学部)

相模 健人

History of Child Abuse and Current Support

Yuko INADA

Takehito SAGAMI

(2024年9月2日受付、2024年11月27日受理)

キーワード：児童虐待 (child abuse)，児童虐待防止法 (Child Abuse Prevention Law)，心理支援 (psychological support)，心理療法 (psychotherapy)

1. はじめに

稲多・相模 (2024) は、現在の日本における児童虐待の概念と、それが子どもに及ぼす影響について振り返っている。本論文では、稲多ら (2024) を踏まえ、日本における児童虐待に関連する法整備の歴史、加害者である親の特徴、そして被虐待児へのケアについて整理・考察することを目的とする。本研究を通じて、児童虐待に対する理解を深め、今後の対策や支援のあり方を探る一助としたい。

2. 法整備の歴史

わが国での児童保護活動に取り組み児童虐待防止に初めて取り組みは、横浜の興行師が養女を虎の檻に投げ入れ重傷を負わせるという事件が「児童虐待事件」として新聞報道されたのをきっかけに、原胤昭が児童虐待防止事業に着手したことである(片

岡, 2009) 日本における児童保護活動の始まりは、横浜の興行師が養女を虎の檻に投げ入れ重傷を負わせた事件が新聞で『児童虐待事件』として報道されたことが契機となり、原胤昭が児童虐待防止事業に着手したことに由来する (片岡, 2009)。子供の保護に関して、原は、親との人間関係をつくりながら同意が得られるように配慮することや、育児施設や警察と連携するなど、今日のソーシャルワークにつながるような介入を行っていた(下西, 2005)。原は「児童虐待防止協会」を設立し、本格的に児童虐待問題に取り組んだが、児童虐待防止法などの整備がなかったため、協会としての活動は1年で終えた。そのため原は、児童虐待防止法の制定を望んでいた(高玉, 1985)。原と交流があった内務官吏の窪田静太郎は、井上友一らと貧民研究会を結成し、内務省衛生局長、社会政策学会幹事を務めながら、民間慈善事業の組織化に奔走していた(蟻塚, 2020)。

また、原と同年代の児童保護活動者として三田谷啓が挙げられる。医師であった三田谷は、1916年に日本初の児童相談所である「児童教養相談所」を開設し、1927年には障害を持つ児童のための「治療教育院」の設立も実現させたことによって、児童保護に貢献した(川北, 2004)。また、三田谷は「人類が同じ人の児を虐待し、甚だしき之を殺すに至るを思へばその悲惨なる状況に對して寒心せざるを得ず」と述べている(三田谷, 1970)。同文献内では、児童虐待について調査し、児童虐待の方法や原因、身分の調査も発表していた(三田谷, 1970)。これらのことから、三田谷は児童保護活動だけでなく、児童虐待を問題視し、調査も行っていたことが分かる。

原や三田谷の主張を受け、児童虐待防止第講演会において、生江孝之が児童虐待防止法の制定を提言し、1933年児童虐待防止法が制定された(岩間, 1998)。しかし、本法が問題としたのは「児童労働」であり(高橋, 2018)、経済恐慌や凶作の中、児童が家計を助けるための道具として扱われたことなどを背景として、軽業、もの、曲芸、物売り、乞食などに保護者や親が児童を使うことを禁止していた(総務省, 2012)。

その後、日本は第二次世界大戦によって、浮浪児・戦争孤児が問題視されるようになったことで、1994年には「東京都震災孤児援護学寮」、1945年には「広島比治山国民学校迷子収容所」の設置、「震災遺児保護対策要綱」の進行などに追われた(逸見, 1994)。

そして1947年、日本憲法の策定に伴い、児童福祉法が制定され、児童虐待防止法はこの法律は吸収された(逸見, 1994)。それに伴い、児童虐待防止法での対象は14歳未満であったところが、同法では18歳未満の子供を対象とするようになった(久保・湯川, 2021)。

1948年には、国連大学第三回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択された。これは法的拘束力を持つものではないが、初めて人権の保障を国際的にうたったものであった。本宣言の第二五条では、「母と子は、特別の保護及び援助を受け

る権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける」と述べられている(国際連合広報センター)。その後、本宣言を踏まえ、1959年に児童権利宣言がなされた。本宣言の第9条では、「児童は、あらゆる放任、虐待及び搾取から保護されなければならない。児童は、いかなる形態においても、売買の対象にされてはならない。」というように、児童虐待について述べられている(厚生労働省)。

一方、日本では、1951年に「児童の基本的人権を尊重し、その幸福をはかるために大人の守るべき事項を、国民多数の意見を反映して児童問題有識者が自主的に制定した道徳的規範」として「児童憲章」が発表され(厚生労働省, 1951)、児童福祉の増進に注力した。本憲章では、「すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる」と述べられており、児童虐待の防止も取り上げられた。

一方、1989年に第44回国連総会において、子どもの権利条約が採択された(文部科学省, 1983)。この条約では、第9条において、「締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある」というように、親による児童虐待が行われた際、児童が親から分離して国に守られる権利について提言されている。また、第19条「締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む)から、その児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる」と述べられているように、児童虐待が法的に裁かれ得ることについても提言されている。そして、第34条では性的虐待

の防止について述べられており、第39条では「締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる」というように、被虐待児の回復措置について述べられている。また、1994年には、子ども権利条約が日本で批准された（外務省、1994）。

1997年には、「将来の我が国を担う子供たちが健やかに育成されるよう、児童保育施策の見直し、児童の自立支援施策の充実等を行い、新しい時代にふさわしい質の高い子育て支援の制度として再構築を図る」（厚生労働省）ことを目的として、児童福祉法が改正されたが、児童虐待相談対応件数がさらに増加したことから、2000年に児童虐待防止法が新たに制定された。内容としては、「①虐待が子どもの人権侵害にあたること ②放任虐待に同居人による虐待の放置、心理的虐待に面前DV ③国や自治体に、子どもの保護・自立支援、保護者への親子再統合促進の責務 ④虐待通告の対象を虐待を受けた

『と思われる』児童に拡大 ⑤虐待防止のために必要な調査研究検証」（久保・湯川、2021）であった。また、児童虐待防止法の制定に伴い、「児童虐待等への適切な対応と慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付に遺漏のないよう」（厚生労働省）にするため、児童福祉法が再度改正された。改正内容としては、「児童相談に関する体制の充実、児童福祉施設の在り方の見直し等を行うとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付を創設する等の措置を講ずるほか、保育料の収納事務の私人への委託及び児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結を行うために必要な規定の整備」（厚生労働省、2004）すると定められている。

そして、2009年において、児童虐待を含めた子供や若者をめぐる問題を背景として、子ども・若者育成支援推進法が成立し、2010年に施行された（内閣府、2010）。施行に伴い、内閣府に設置された子ども・若者育成支援推進本部が、子ども・若者育成支援推進大綱として、子ども・若者ビジョンを作成した（内閣府、2014）。しかし、本大綱が策定された

2010年において、大阪市における幼児死亡事件が起こった（大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証部会、2019）。近隣住民からホットラインに、2人の子供と母親が住む住居から「こどもの泣き声が続いている。大人の声は聞こえない。」と通告があり、こども相談センター職員が家庭訪問を行うが、「調査の進行状況が集約されていなかったため、担当者レベルでの判断で同様の調査を繰り返し、調査方法や保護者へのアプローチ方法を見直すなど、機関（センター）としての対応を検討するまでには至らなかった」などの理由によって発見が遅れ、訪問から2ヶ月後に遺体で見つかったという内容である（大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会、2012）。同事件を踏まえ、「児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行う」ことを目的として、児童福祉法の改正が行われた（厚生労働省、2011）。

その後も児童虐待に関する諸制度は改正を重ねている。2013年には、民法の改正によって、親権停止制度の新設や、法人又は複数の未成年後見人の選任などの制度が導入されたことを踏まえ、子ども虐待対応の手引きも改定に至った（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、2013）。また、児童虐待防止法も改正され、2016年には「①監護教育の範囲を超える懲戒の禁止 ②児童虐待に関する情報提供機関・団体の拡大 ③18歳以上の未成年者の措置等拡大」（久保・湯川、2021）が新しく定められ、2017年の改正では「虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置」（厚生労働省、2017）が新たに講じられた。このように、様々な施策が行われてきたが、2018年に起きた東京都目黒区における5歳女児の死亡事案を受

け、同年「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が閣議決定された（厚生労働省, 2018）。本対策の内容は、当事案のような「虐待死を防ぐため、緊急に実施すべき重点対策として、全ての子どもを守るためのルールの徹底や、子どもの安全確認を早急に行う。（中略）さらに、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保など、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋を示す」（厚生労働省, 2018）といったものである。その後、2019年に千葉県野田市における10歳女児の死亡事案が発生し、同年において、前述した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる強化と、児童虐待防止対策の抜本的強化が閣議決定された（厚生労働省, 2019）。内容としては、抜本的な体制強化に加え、要保護児童等の情報の取扱いや、児童相談所、学校、警察等の連携について新たなルールを設定した（厚生労働省）。しかし、同年内に北海道札幌市における2歳女児の死亡事案が発生したことにより、児童福祉法等の一部改正を行った（厚生労働省, 2019）。内容としては、児童の権利擁護（体罰の禁止の法定化等）や、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化など（厚生労働省, 2019）である。

そして2022年、児童福祉法の一部改正が行われた。一時保護書の環境改善や、入所児童への自立支援の強化などを加えるといった内容である（厚生労働省, 2022）。また、同年には、前述した「子ども・若者育成支援推進大綱」から、第三次となる大綱を策定した。第1次、第2次大綱の成果や、第1次からこれまでに起こった国難の影響を鑑みて、本大綱で児童虐待は「家族をめぐる現状と課題」として取り上げられている（内閣府, 2021）。そして、2024年からは、「子ども家庭ソーシャルワーカー」制度の開始が予定されている。これは、「こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出」（厚生労働省, 2023）するための資格として、現場での活躍が期待されている。

以上のことから、日本では、原胤昭の児童保護活動から始まり、児童虐待による事件や海外諸国の動

向によって法改正を重ね、現在に至ることが分かる。

3. 加害者となる親の特徴

これまでの傾向として、児童虐待研究において、被害児童の研究だけでなく、加害者となる親の特徴についても研究が進められている。

まず、家族構成の影響として、加藤(2016)は、両親親の家庭では、偏った子育て観、配偶者との関係が不和であることが関連する傾向にあり、母子家庭では、保護者の最終学歴の低さ、ネグレクト、経済的状況（生活保護）、精神的な安定、親として未成熟、パートナーがいないこと（ひとり親ということ）で養育者が少ないことなどが特徴として挙げられ、父子家庭では、暴力的傾向、身体的虐待。ネグレクト、パートナーがいないこと（ひとり親ということ）で養育者が少ないことなどが挙げられ、内縁型家族では、性的虐待、父親の最終学歴の低さ、生活的不安定さを特徴として示した。また、井上、笹倉(2013)は、未受診妊産婦は、その類型により程度の差はあっても、虐待傾向を有しており、新生児期における未受診妊産婦による出生児虐待の回避要件は、未受診妊産婦が出生児の養育を行わず、他者にゆだねている場合であると示した。これらのことから、家族構成や特徴によって、児童虐待の傾向や種類が異なることが分かる。

児童の虐待の程度と年齢の関連についても示されている。岸(2019)は、年齢区分が若い母親および年齢区分の高い父親による虐待件数が多く、虐待の加害者が母親の場合、虐待による結果が死亡であることが多く、ケガであることが有意に少ないという結果であったのに対して、虐待の加害者が父親であった場合、虐待の結果がケガであることが多いと示している。このことから、母親と父親で、加害時の程度や年齢が異なることが分かる。

ここまで、父母にかかわらない研究を示してきたが、親の研究は、父親と比べて母親を対象とした研究が多い。これについて、柏木、若松(1994)は、「変化しつつある今日の家庭と子育て状況についての現実認識の甘さ、家庭はシステムであり母親の心理・行動はほかの家族成員とりわけ夫(父親)のあり

ようと密接な相互作用を持つという視点の欠如、母親の絶対的重要性について十分な証拠を描いた過度の信念、そしてデータのとり易さという研究者の怠慢等によるところが大きい」ことが原因であると批判している。しかし、現状として、主たる養育者は母親であることが多く、虐待関連の研究においてもこの傾向があるため、以下では母親のみを対象とした研究について述べる。

寺井(2018)は、児童虐待の加害者となる親をアセスメントするための項目として、見捨てられ不安、猜疑心、感情抑制、承認欲求、罪悪感と罪責感、他者へのコントロール(感)、外部からのコントロール(感)、責任転嫁と問題回避、自己コントロールの困難、極端さを挙げている。また、子供の犯行行動を子供の悪意や敵意ととらえる母親の被害的認知と、虐待的行動の関係について、中谷・中谷(2006)が調査した結果、虐待的行為に影響を及ぼす母親の被害的認知特性は、子供に対する否定的認知ではなく、母親の自尊感情の低さや育児ストレスの高さからもたらされる被害的認知であることが分かった。そして、周(2019)は、児童虐待が発生する背景には、母親の病理的要因のみならず、経済環境と社会環境が影響していることが分かった。具体的には、母親が健康不良、うつ傾向、DV 被害者といった病理的特徴を持つ場合や、貧困など経済状況の厳しい場合、周囲から十分な育児支援を得られない場合に、虐待確率が高いと述べている。これらことから、親の精神的な不安定さや被虐待経験、そして経済環境と社会環境が、児童への加害傾向に影響していると考えられる。

また、児童や親の発達特性と児童虐待の関連についても研究されている。芳賀・久保(2006)は、軽度発達障害を持つ母親の不安、うつと児童の障害特性、社会的不利益との関係について調べる中で、注意欠如・多動症(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder, 以下、ADHD)児の母親は、広汎性発達障害(Pervasive Developmental Disorders, 以下、PDD)児の母親よりも、不安、うつが優位に高いと述べた。このことから、PDD 児の母親よりも、ADHD 児の母親の方が、精神的な負担が高いことが分かる。また、芳賀ら(2006)は、対象となった

PDD 児と ADHD 児に対して、薬物治療、心理面接、心身医学的治療を6か月以上行った。その後も持続して不安、うつのいずれかが高い ADHD 児の母親には、離婚、虐待、家庭内暴力、母親の精神病理があるとも示された。このことから、児童虐待は、障害児側の要因ではなく、母親の精神病理や家庭内の問題が影響していることが分かる。

そして、児童虐待の世代間連鎖についても、検討されている。木本・岡本(2007)は、一般の母親を対象に行った研究において、被虐待相当経験を持つ母親の方が被虐待相当経験を持っていない母親よりも、子供に虐待相当行為を生じさせている確率が2.5倍高いと示した。このことから、被虐待経験のある親のいる家庭では、高確率で虐待の世代間連鎖が起こることが考えられる。

以上のように、母親、父親にかかわらず、加害者となる親の研究がなされている一方で、児童虐待の改善に重要な虐待の認知に関しても示されている。及川・久保・刀根・鈴木(2012)は、乳幼児を持つ親の子ども虐待の認識度と、親がその母親からうけた被養育体験、親性の発達との関連について調査した結果、乳幼児をもつ両親の子ども虐待の認識度は、父親、母親ともに高く、性別による認識度の差はないが、児童虐待の認識度と、親の被養育体験、親性の発達との関連は、父親がその親から愛情深く育てられている体験や親性の発達が子ども虐待の認識度に関連を示した。このことから、父親からのポジティブな養育体験がある親は、児童虐待加害の認識傾向が高いと考えられる。

これらのことから、児童虐待の要因となる親の特徴は、親の生得的な特性だけでなく、精神的、経済的、社会的要因が影響することや、家族の構成や年齢等も関連していることが考えられる。

4. 被虐待児のケア

児童虐待について、被害児童へのケアや治療方法についても研究や実践が進んでいる。

まず、日本において、児童養護施設などでよく行われるケアとして、ポストトラウマティック・プレイセラピーも挙げることができる。これは、トラウマ性症状である子供のポストトラウマティック・プ

レイを心理療法に活用したプレイセラピーにおいて、子供が経験した虐待やネグレクトなどのトラウマ体験を再現することを中心とした心理療法である(Gil, 1991)。また、施設ではグループケアも行われている。構成的グループ・エンカウンターでは、自己知覚、感情表現、自己主張、他者受容、信頼感、そして役割遂行をとおして、参加者間の人間関係を作り、参加者の自己発見を促進し、人間関係を援助することが目的として、グループ活動が行われる。また、コラージュ療法もグループで行われることがある。これは、自己表出、内面の意識化、自己表現と美意識への満足を援助的意義として、被害児童が自分というものに興味を持ち、自分を表現するきっかけになることを目的に行われる(田中・長友・前田・栗山・高山, 2006)。また、近年、児童養護施設等のスタッフ間で行われるケアとして、トラウマインフォームド・ケア(Trauma-informed care)が、日本においても取り入れられている。これは、当事者にかかわるあらゆるスタッフがトラウマを念頭に置いてかかわるケアのことである(中村・木村・瀧野・岩切・一谷, 2017)。

加えて、近年の日本では、EMDR(eye movement desensitization and reprocessing)「眼球運動による脱感作と再処理」も、子どものトラウマ体験の処理に用いられている(田中, 2016)。EMDRは8段階の治療アプローチであり、成人と小児の両方に適用できるプログラムである。これを行うことによって、脳で未処理のトラウマ体験の記憶が、すでに健康に処理された記憶を含むネットワークとリンクされるようになるという仕組みである(Foa, Kozak, 1986)。

児童虐待によるトラウマケアに対する心理療法も研究と実践が進んでいる。Ehlers, Clark(2003)が、PTSD症状の慢性化を防ぐには、支持的なカウンセリングよりも認知行動療法(Cognitive Behavior Therapy, 以下、CBT)のほうが効果的であると示しているように、トラウマのケアとしては、世界的にCBTが主流である。中でも、Evidence-Based Treatment (EBT)の一つであるTF-CBT(トラウマに焦点を当てた認知行動療法)は、児童虐待による個人と親へのトラウマ治療として、注目されてい

る。これは、母親とのトラウマ特有の感情的影響に焦点を当て、子供たちにスキルを提供する治療プログラムで、評価とケースの概念化・子どものトラウマに関する心理教育とトラウマを思い出させるもの・子育てスキルを含む子育て要素・青少年と保護者に合わせたリラクゼーションスキル・若者、家族、文化に合わせた感情的な調整スキル・認知的対処：思考、感情、行動を結びつける・トラウマの語りと処理・生体内でのトラウマリマインダーの習得・将来の安全性と発展性の向上から構成されており、患者たちは、これらの課題を段階的に体験していく(Cohen, Mannarino, Deblinger, 2006)。このプログラムによって、安全性、健全な性的指向、将来の発達を強化する(Cohen, Mannarino, Perel & Staron, 2007)。そして、トラウマに関連した感情的問題と行動的問題の両方に対処できると示されている(Deblinger, Mannarino, Cohen, Steer, 2006)。心的外傷後ストレス障害(Post Traumatic Stress Disorder, 以下、PTSD)および関連問題を治療するために、トラウマに焦点を当てた認知行動療法(Trauma-Focused Cognitive Behavioral Therapy, 以下、TF-CBT)とクライアント中心療法(Client Centered Therapy, 以下、CCT)の間に、これまでに認められた反応の違いがあるかどうかを調査した結果、TF-CBTに割り当てられた子供と介護者は、CCTに割り当てられた参加者と比較して、6か月および12か月の評価でPTSD、恥の感情、虐待特有の親の苦痛の症状が引き続き少なかったということも示されている(Espil, Balters, Li, McCurdy, McCurdy, Kletter, Piccirilli, Cohen, Weems, Reiss, & Carrion, 2022)。

また、児童虐待に有効なCBTの一つとして、AF-CBT(虐待焦点化認知行動療法、及び家族のための代替療法：認知行動療法)もあげられる。これは、親と子が共同で行うプログラムで、エンゲージメントと心理教育、個人のスキル構築、家族への適用といった3段階の課題を行う。このプログラムを行うことで、暴力の被害者である子供の離脱行動を軽減できると示されている(Rahmah, 2018)。

以上のことから、日本や世界において、様々なケアや治療方法が治療、実践されていることが分かる。

4. まとめ

ここまで、児童虐待とその関連研究について述べてきた。児童虐待は子供に悪影響を与えうることや、児童虐待の被害にあった子供に対する援助については、研究・実践がなされているが、児童虐待が生じないための予防手段については、ほとんど実践されていない。中でも、近年、問題視されている「面前DV」の予防策については、研究も一切なされていない。そのため、今後の児童虐待研究としては、起こった児童虐待への対処療法について検討するだけでなく、児童虐待が起こらないための予防方法について検討する余地があると考えられる。

【引用文献】

- 蟻塚昌克. (2020). 社会局 100 年 内務官僚の時代とその思想. 立正大学社会福祉研究所年報, 22, 111-115.
- Cohen, A. J., Mannarino, A. P., & Deblinger, E. (2006). *Treating trauma and traumatic grief in children and adolescents*. NY: Guilford Press.
- Deblinger, E., Mannarino, P. A., Cohen, A. J., & Steer, A. R. (2006). A follow-up study of a multisite, randomized, controlled trial for children with sexual abuse-related PTSD symptoms. *Child Adolescent Psychiatry*, 45(12), 1474-1484.
- Espil, F. M., Balters, S., Li, R., McCurdy, B., McCurdy, B., Kletter, H., Piccirilli, A., Cohen, J. A., Weems, C. F., Reiss, A. L., & Carrion, V. G. (2022). Cortical activation predicts posttraumatic improvement in youth treated with TF-CBT or CCT. *Journal of Psychiatric Research*, 156, 25-35.
- Foa, E. B., & Kozak, M. J. (1986). Emotional processing of fear: Exposure to corrective information. *Psychological Bulletin*, 99(1), 20-35.
- 外務省. (1994). 児童の権利に関する条約全文. 外務省.
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> (2024 年 8 月 6 日最終アクセス)
- Gil, E. (1991). *The Healing Power of Play: Working with Abused Children 1st Edition*. New York: The Guilford Press. (西澤哲(訳). (1997). 虐待を受けた子どものプレイセラピー. 誠信書房.)
- 芳賀彰子・久保千春. (2006). 注意欠陥/多動性障害, 広汎性発達障害児をもつ母親の不安・うつに関する心身医学的検討. *心身医学*, 46(1), 75-86.
- 稲多優子・相模健人. (2024). 児童虐待の定義と子どもへの影響 — 面前 DV の観点から —. 愛媛大学教育学部紀要.
- 逸見勝亮. (1994). 第二次世界大戦後の日本における浮浪児・戦争孤児に関する歴史的研究. *日本の教育史学：教育史学紀要*, 37(99), 99-115.
- 岩間麻子. (1998). 明治・大正期における児童虐待とその背景. *社会福祉学*, 39(1), 112-128.
- 片岡優子. (2009). 原胤昭の生涯とその事業：児童虐待防止事業を中心として. *関西学院大学人間福祉学部研究会*, 1(1), 19-31.
- 柏木恵子・若松素子. (1994). 「親となる」ことによる人格発達：生涯発達の視点から親を研究する試み. *発達心理学研究*, 5(1), 72-83.
- 加藤洋子. (2016). 児童相談所が対応する虐待問題を持つ家族の特徴に関する研究—2003 年・2008 年の子ども虐待実態調査の 2 次分析を通して—. *子ども家庭福祉学*, 16, 1-15.
- 川北典子. (2004). 「治療教育」における児童の福祉と文化：三田谷啓(さんだやひらく)の仕事. *平安女学院大学研究年報*, 4, 21-29.
- 木本美際・岡本祐子. (2007). 母親の被養育経験が子どもへの養育態度に及ぼす影響. *広島大学心理学研究*, 7, 207-225.
- 岸俊行. (2019). 乳幼児・児童虐待の特徴に関する基礎的分析. *日本教育心理学会第 61 回総会発表論*

- 文集, 384.
- 子ども・若者育成支援推進本部. (2021). 子供・若者育成支援推進大綱 ～全ての子供・若者が自らの居場所を得て, 成長・活躍できる社会を目指して～. 子ども・若者育成支援推進本部.
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/e8a6aa01/20230401policies-kodomotaikou-07.pdf (最終アクセス 2024/08/10)
- 厚生労働省. (1951). 児童権利宣言の邦訳について. 厚生労働省.
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta1620&dataType=1&pageNo=1 (最終アクセス 2024/08/10)
- 厚生労働省. (2004). 児童福祉法の一部を改正する法律の施行について. 厚生労働省.
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-fukushi-shikou.html> (最終アクセス 2024/08/10)
- 厚生労働省. (2017). 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案の概要. 厚生労働省.
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/193-21.pdf> (最終アクセス 2024/08/10)
- 厚生労働省. (2011). 児童福祉法の一部を改正する法律の施行について. 厚生労働省.
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001e5xt-att/2r9852000001e61h.pdf> (最終アクセス 2024/08/10)
- 厚生労働省. (2018). 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策. 厚生労働省.
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000536264.pdf> (2024年8月6日最終アクセス)
- 厚生労働省. (2019). 最近の児童虐待防止対策の経緯. 厚生労働省.
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000468993.pdf> (2024年8月6日最終アクセス)
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課. (2013). 子ども虐待対応の手引き (平成25年8月改訂版). 厚生労働省.
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf (最終アクセス 2024/08/10)
- 厚生労働省. (2022). 児童福祉法等の一部を改正する法律 (令和4年法律第66号) の概要. 厚生労働省.
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000994205.pdf> (最終アクセス 2024/08/10)
- 厚生労働省. (2023). 第53回社会保障審議会児童部会「こども家庭福祉の認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー) 検討概要(子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及びワーキンググループ)」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001071894.pdf>. (参照: 2023/10/25)
- 久保健二・湯川慶子. (2021). 児童虐待防止に関連した法律の改正にともなう新たな児童虐待防止の対策. 保健医療科学, 70(4), 338-351.
- Mansell, W., Clark, D. M., & Ehlers, A. (2003). Internal versus external attention in social anxiety: An investigation using a novel paradigm. *Behaviour Research and Therapy*, 41(5), 555-572.
- 文部科学省. (1893). 児童憲章. 文部科学省.
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryo/attach/1298450.htm (最終アクセス 2024/08/10)
- 中村有吾・木村有里・瀧野揚三・岩切昌宏・一谷紘永. (2017). 教育分野におけるトラウマインフォームドケアの概念と展開. *学校危機とメンタルケア*, 9, 103-117.
- 内閣府. (2010). 子ども・若者育成支援推進法. e-Gov法令検索. <https://laws.e-gov.go.jp/law/421AC0000000071> (最終アクセス 2024/08/10)
- 内閣府. (2014). 「子供・若者育成支援の総合的推進(子ども・若者ビジョン)」の事後評価(平

- 成 26 年度内閣府本府政策評価書）。内閣府。
<https://www8.cao.go.jp/hyouka/h26hyouka/kowaka/top.html> (最終アクセス 2024/08/10)
- 及川裕子・久保恭子・刀根洋子・鈴木祐子. (2012). 乳幼児を持つ親の子ども虐待の認識度と被養育体験・親性との関連. 園田学園女子大学論文集, 46, 59-67.
- 大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会, 児童虐待事例検証部会. (2012). 大阪市における小学生男児死亡事例 検証結果報告書.
https://www.crc-japan.net/wp-content/uploads/2021/03/osaka_s_2012_03.pdf. (最終アクセス 2023/10/25)
- 大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証部会. (2019). 大阪市における小学生男児死亡事例 検証結果報告書. 大阪市. https://www.crc-japan.net/wp-content/uploads/2021/03/osaka_s_2012_03.pdf (最終アクセス 2023/10/25)
- 三田谷啓. (1970). 児童虐待に就て, 国立国会図書館.
- 下西さや子. (2005). 「明治期における児童虐待問題の構築と子どもの権利思想. 社会福祉学, 46(1), 3-15.
- 総務省. 特定個人情報の保護に関する措置について. 総務省.
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/53256.html (最終アクセス 2024/08/10)
- 周燕飛. (2019). 母親による児童虐待の発生要因に関する実証分析. 医療と社会, 29(1), 119-134.
- 高橋靖幸. (2018). 昭和戦前期の児童虐待問題と「子ども期の享受」—昭和8年児童虐待防止法の制定に関する構築主義的研究—. 教育社会学研究, 102, 175-194.
- 高玉和子. (1985). 児童虐待防止法の成立過程について, 保育論叢, 20, 17-27.
- 田中究(2016). 子ども虐待とケア. 児童青年精神医学とその近接領域, 57(5), 705-718.
- 田中陽子・長友真実・前田直樹・栗山和広・高山巖. (2010). 児童養護施設における被虐待児への心理的ケアに関する研究 (2), 九州保健福祉大学研究紀要, 7, 103-112.
- 寺井孝弘. (2018). 親の心理的特徴に着目した児童虐待のリスクアセスメント項目リストの検討. 石川看護雑誌, 15, 39-50.